

省 令

○総務省令第五十四号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)第二十条第一項及び第二十八条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令を次のように定める。

令和元年十月二十三日
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

Table with 2 columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Both columns contain identical text regarding the amendment of the Act on the Use of Numbers for Identifying Specific Individuals, specifically Article 20, Paragraph 1 and Article 28. The text describes the roles of the prefectural governor, mayor, and village head in managing the information provision system.

【一・二 略】

【一・二 同上】

2 委任都道府県知事等(前項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長又は支庁長、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わないものとする。)

2 委任都道府県知事等(前項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした都道府県知事、市町村長又は一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長をいう。以下この節において同じ。)は、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わないものとする。

第五十条 委任都道府県知事等(支庁長を除く。)の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支庁長、機構に對して、当該委任都道府県知事等又は当該支庁長が行わせることとした特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務(法第二十条第四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。)に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

第五十条 委任都道府県知事等の統括する都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合は、機構に對して、当該委任都道府県知事等が行わせることとした特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務(法第二十条第四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。)に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○内閣府告示第三百七十八号
災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成二十五年内閣府告示第二百二十八号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

令和元年十月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

Table with 2 columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Both columns contain identical text regarding the amendment of the Disaster Relief Act, specifically Article 3, Paragraph 1. The text describes the emergency repair of damaged residential buildings.

【一・二 略】

【一・二 同上】

い者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ 口に掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円

三 [略]

三 [同上]

三 [号の細分を加える。]

三 [号の細分を加える。]

三 [同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

○中央選挙管理会告示第二十七号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和元年十月二十三日
中央選挙管理会委員長 宮里 猛
参議院名簿届出政党等の名称 当選人の住所 当選人の氏名
NHKから国民を守る党 岡山県倉敷市鶴形一丁目五番三十三一〇〇一号 濱田 聡
ライオンズマンシヨン倉敷鶴形

○文部科学省告示第九十号
教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第四条第二項の規定に基づき、令和二年度又は令和三年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を次のとおり告示する。

令和元年十月二十三日
文部科学大臣 萩生田光一
高等学校教科用図書（高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）

教科		受 理 種 目		期 間	
主として専門 学科において 開設される各 教科	水産	水産	海洋科学	令和二年十月二十七日から 同月三十日まで	
	航海	航海	計器		
	機械	設計	工作		
	電気	理論	論		
	海洋	通信	技術		
	海洋	生物	物		
	食品	管理	理		
	マリンスポーツ				

主として専門 学科において 開設される各 教科	農 業	看 護	家 庭
	栽 培 と 環 境	看 護 の 統 合 と 実 践	住 生 活 デ ザ イン
農 業 機 械 営 業	農 業 機 械 営 業	成 人 看 護	フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イン
農 産 物 製 造	農 産 物 製 造	小 児 看 護	食 文 化
食 品 微 生 物	食 品 微 生 物	母 性 看 護	調 理
森 林 科 学	森 林 科 学	精 神 看 護	食 文 化
農 業 土 木 設 計	農 業 土 木 設 計	在 宅 看 護	調 理
造 園 計 画	造 園 計 画	看 護 の 統 合 と 実 践	食 品 養 分
生 物 活 用	生 物 活 用	農 業 機 械 営 業	食 品 養 分
機 械 工 作	機 械 工 作	農 産 物 製 造	食 品 養 分
電 子 機 械 設 計	電 子 機 械 設 計	食 品 微 生 物	食 品 養 分
生 産 技 術	生 産 技 術	森 林 科 学	食 品 養 分
自 動 車 工 学	自 動 車 工 学	農 業 機 械 営 業	食 品 養 分

令和二年十一月十日から同月十三日まで